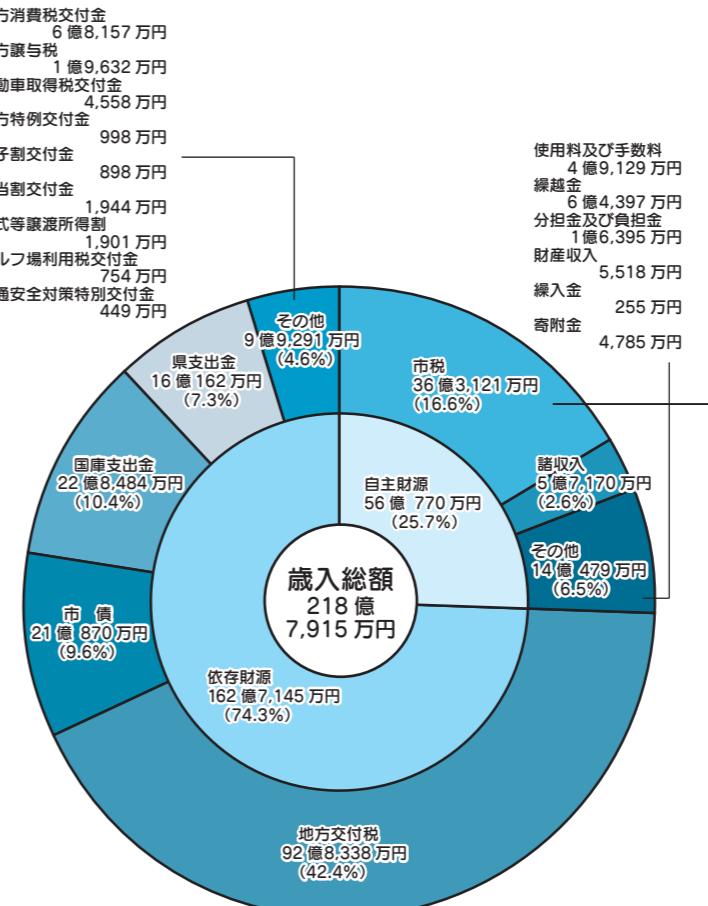


特集 平成27年度 決算報告

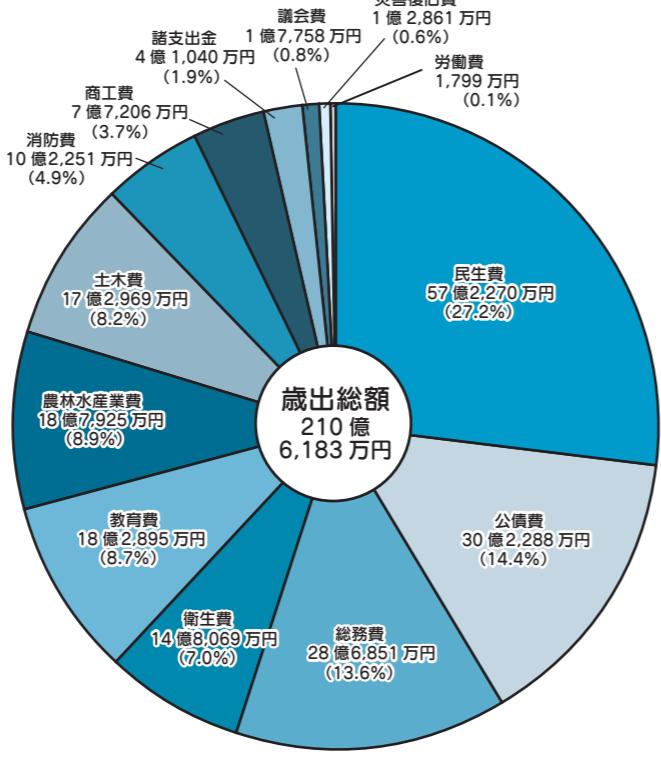
長門市の平成27年度の決算が議会で承認されました。市民の皆さん
が納めた税金は、皆さんの暮らしをより良くするためにさまざまな形
で使われています。どのように収められ、どのように使われているか、
長門市の財政状況を平成27年度の決算から紹介します。

一般会計

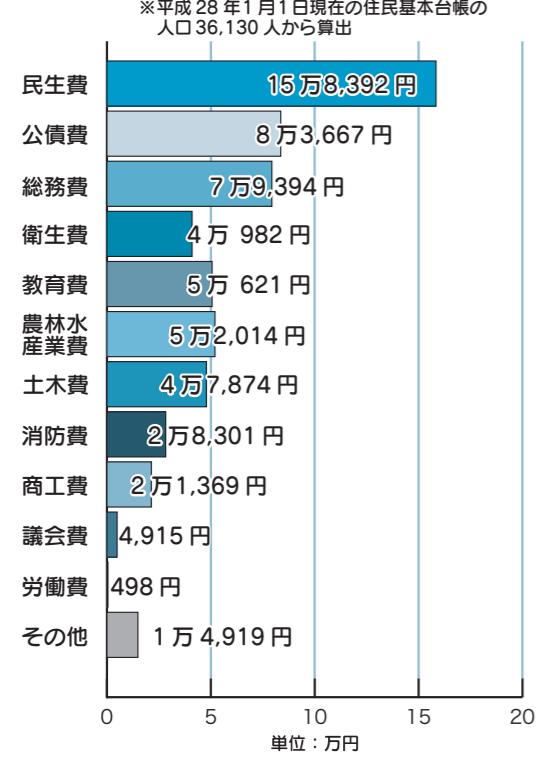
歳入



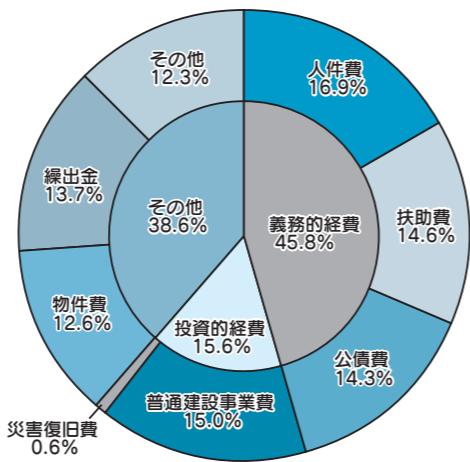
歳出



市民一人あたりに使われたお金



性質別歳出割合



用語解説

- 義務的経費
支出が義務づけられており、任意に削減できない経費
- 投資的経費
建物や道路の整備などの経費で、その支出の効果が長期にわたって持続するもの
- 民生費
児童・高齢者・障害者などの福祉に関する経費
- 公債費
事業を行うために借り入れたお金の償還金
- 自主財源
市民の皆さんが納める税金や会社の法人市民税など
- 地方交付税
国の所得税、法人税、酒税などの一定割合を市の財政状況に応じて国から交付されるお金
- 依存財源
地方交付税や国・県支出金など国や県から市に入ってくるお金
- 市債
市が事業を行うために借り入れたお金

【歳出】大型事業完了により決算額減少

次に多いのが市の借金の返済に当たる公債費で、30億2,288万円、全体の14.4%で、前年度に比べ8,046万円(6.7%)の減となりました。3番目に多いのは総務費で28億6,851万円で、前年度比4,848万円(4.1%)の増となりました。また、衛生費が、新清掃工場の完成により、前年度比40.6%の大額減となっています。歳出を性質別に分類すると、義務的経費が45.8%で前年度比2.0ポイントの増、投資的経費が15.6%で前年度比1.9ポイントの減となっています。

長門市の会計には、一般的な收支が計上され、運営の中核となる「一般会計」、特別な事業を行うための収支を一般会計とは別に計上する「特別会計」、法律によって収益が認められている水道事業などの「公営企業会計」の3つがあります。

【一般会計】

平成27年度一般会計では、歳入が210億6,183万円で、前年度比2.2%の減、り越すべき財源1億3,612万円を差し引き、6億8,120万円の黒字決算となりました。対前年度比では、歳入は5.8%、歳出は6.7%それぞれ減少しました。

【歳入】市債発行額が減少

歳入の根幹である市税は、36億92億8,338万円で、合併算定替の縮減開始による普通交付税の減などの影響を受けて前年度比1.3%の減となっています。また、市債は小学校改築事業などの大型事業の完了に伴い、発行額が21億870万円と前年度比21.8%の減となりました。

歳入全体では、土地開発基金繰入金の皆減により繰入金が減少したことや、

税の種類	収入金額	収納率(現年分)
市民税	14億7,819万円	98.9%
固定資産税	17億6,636万円	97.8%
軽自動車税	9,630万円	98.8%
市たばこ税	2億3,119万円	100.0%
入湯税	3,354万円	95.7%
都市計画税	8,564万円	97.0%
合計	36億3,121万円	98.4%

監査を終えて—

長門市代表監査委員 鐘崎英二さん

平成27年度長門市一般会計の決算規模は、大型事業の減少などにより前年度に比べて大きく縮小していますが、決算内容は、地方財政状況の把握のために統一的に構成された普通会計分析などから判断して、比較的良好な状況にあるものと思われます。

歳出面では、福祉などの民生費の占める割合が最も大きくなっていますが、団塊の世代が後期高齢者になつてくる二〇二五年問題など、深刻にして避けることのできない課題も控えています。

一方、歳入面では、自主財源の根幹を成す市税が伸び悩む中で、歳入総額の7割を超える依存財源のうち、過半を占める地方交付税の縮減が始まりました。

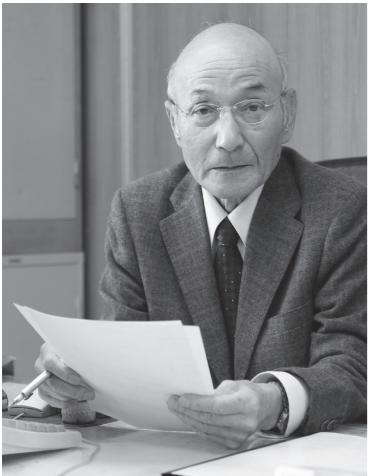
対象	経常収支比率
前年度長門市	92.0
県平均	91.8
国平均	90.0
長門市	89.5

経常収支比率とは、財政の弾力性を示すものです。比率が大きいほど硬直化した財政といえます。

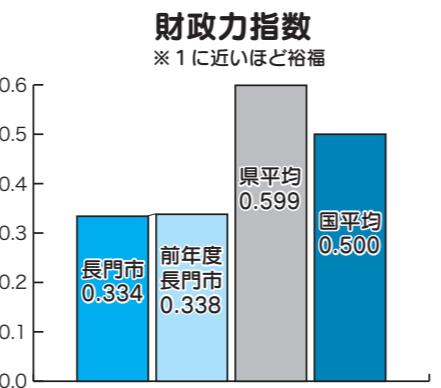
地方交付税の94%に当たる普通交付税は、全国どの地域でも一定の行政水準を維持することを目的として、各地方公団体間の財源の偏在を調整するため、使途の限定されない経常的一般財源として国から配分されるものです。

市町村が合併すると、経費の削減効果により普通交付税の減額を余儀なくされますが、いわゆる平成の大合併では、合併前の水準が10年間は据え置かれ、その後の5年間で段階的に縮減するとした「優遇措置」がとられました。

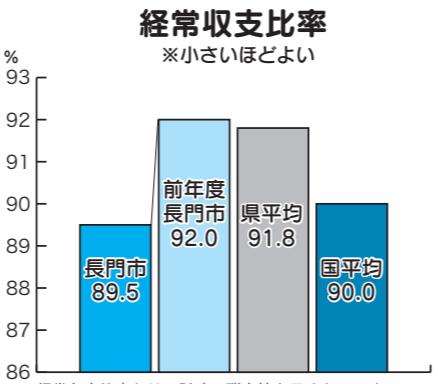
このため、本市の普通交付税は、縮減開始前の平成26年度と終り後の32年度では14億円程度の減額が見込まれますが、その影響は10月に発表された「中期



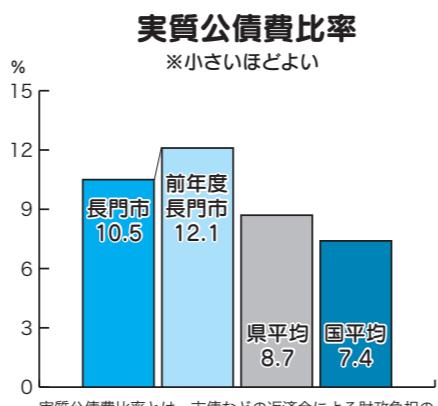
財政指數



財政力指数とは、地方公共団体の財政上の体力を示すものです。これが「1」に近いほど裕福な財政といえます。※財政力指数の国平均については、まだ公表されていないため前年度の数値になります。



経常収支比率とは、財政の弾力性を示すものです。この比率が大きいほど硬直化した財政といえます。



実質公債負担率とは、市債などの返済金による財政負担の程度を示すものです。高いほど財政が硬直化しています。

財產等

市有財産の状況	
土地	235 万㎡
建物	25 万㎡
山林	5,292 万㎡
出資金	2 億 5,672 万円
基金	70 億 9,663 万円

基金の残高	
基金の種類	金額
財政調整基金	21億 163万円
減債基金	8,541万円
職員退職手当基金	5億 4,917万円
地域福祉振興基金	2億 5,859万円
ふるさと・水と土保全基金	417万円
観光施設等整備基金	321万円
子ども教育ゆめ基金	828万円
香月泰男美術館運営基金	1億 3,020万円
国民健康保険基金	1億 5,430万円
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	1,187万円
介護給付費準備基金	1億 7,427万円
県収入証紙調達基金	74万円
土地開発基金	2億 333万円
すこやかながとワクチン基金	35万円
地域活性化基金	24億 1,109万円
長門市庁舎建設基金	10億 2万円
合計	70億 9,663万円

地方債残高	
会計	金額
一般会計	230 億 3,789 万円
公共下水道事業特別会計	46 億 225 万円
湯本温泉事業特別会計	8,845 万円
漁業集落排水事業特別会計	3 億 8,752 万円
農業集落排水事業特別会計	26 億 2,033 万円
水道事業会計	35 億 7,302 万円

特別会計

特別会計決算					
会計	歳入		うち一般会計 からの繰入金	歳出	
国民健康保険事業	62 億 680 万円		4 億 7,728 万円	60 億 933 万円	
公共下水道事業	18 億 3,912 万円		4 億 2,048 万円	9 億 9,404 万円	
湯本温泉事業		8,945 万円		6,179 万円	8,945 万円
漁業集落排水事業	1 億 797 万円			8,123 万円	8,872 万円
農業集落排水事業	5 億 8,239 万円		4 億 3,793 万円		5 億 3,696 万円
介護保険事業	38 億 5,637 万円		5 億 2,838 万円		37 億 3,198 万円
電気通信事業	1 億 3,995 万円			3,453 万円	1 億 3,995 万円
後期高齢者医療事業	6 億 1,877 万円	2 億 263 万円		6 億 663 万円	

財政健全化指數

財政健全化判断比率			
	長門市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	該当なし	12.91%	20.0%
②連結実質赤字比率	該当なし	17.91%	30.0%
③実質公債費比率	10.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	34.2%	350.0%	-

資金不足比率		
	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	
公共下水道事業特別会計	該当なし	
湯本温泉事業特別会計	該当なし	20.0%
漁業集落排水事業特別会計	該当なし	
農業集落排水事業特別会計	該当なし	

※水道事業会計以外は準公営企業会計です

財政健全化法に基づく健全化の指標

財政健全化法に基づく健全化の指標
地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の健全化に関する法律」（財政健全化法）に基づき、長門市の財政健全度を判断する4つの指標を、平成27年度決算の数値から公表します。4つの指標は次のとおりです。

【特別会計と公営企業会計】

特別会計は、特別の事業を行う場合に、特定の収入（例えば、保険料や使用料など）をもつてその事業にあてるため、一般会計から切り離すことで、経理上その内容が明確になるように設けられている会計です。それぞれの決算は上記の表のとおりです。

市の公営企業会計である水道事業会計の決算は、広報などがの田町の「財政状況報告」を参照してみて下さい。

財政健全化法(いわゆる4%)の指標により市の財政状況を「早期健全化（イエローカード）」と「財政再生（レッドカード）」の2段階で判断します。平成27年度決算から算出した市のこれらの指標は、健全財政の範囲内にあります。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額の事業規模に占める割合を表しています。長門市の公営企業はいずれも資金不足はありません。

資金不足額が経営健全化基準を超えると、経営健全化計画を策定し自主的な経営健全化を行う必要があります。

「財政見通し」の中でも、名年度の基金残高の目減りとなつて現われています。平成17年3月の1市3町の合併から既に11年が経過しましたが、本市にとってこれからが眞の試練の始まりであるものと思われます。